

熊本市電波障害の防止に関する指導要綱による届出等について

次の表の用途地域区分で、表に掲げる高さに該当する建築物及び工作物（以下「建築物等」という。）を新築、増築、改築又は移転を行うときは、「熊本市電波障害の防止に関する指導要綱」に基づき、電波障害の影響調査の上、建築計画について届出をお願いしております。

※工作物は、鉄塔、広告塔等で建築基準法施行令第138条に掲げるものが対象となります。取扱いについては事前にご相談ください。

用途地域	高さ
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 未指定区域	建築物等で、 <u>高さが10メートル以上</u> のもの
商業地域 準工業地域 工業地域	建築物等で、 <u>高さが15メートル以上</u> のもの

1 届出様式

- ・ 建築計画書（様式第1号）
- ・ 電波障害防止計画書（様式第2号）
- ・ 誓約書（様式第3号）

※ 調査報告書を添付して下さい。

2 届出部数：2部（内容確認後1部は返却します。）

3 届出期日：建築確認申請等をする7日前の日まで

4 届出場所：建築指導課調整係（内線2513）

（午後は現場調査で不在の為、事前の協議及び書類の提出は午前中をお願いします。）